

第9章 介護保険サービスの事業量と保険料

1 居宅サービスの充実

■訪問介護

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をを行います。

【介護予防訪問介護】

要介護度の悪化防止を考慮し、本人ができることは可能な限り本人が行うという形でサービスの提供を図ります。

【訪問介護】

今後も要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

■訪問入浴介護

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。

利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

【介護予防訪問入浴介護】

利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

【訪問入浴介護】

要介護5の利用者が伸びており、今後も利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

■訪問看護

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

【介護予防訪問看護】

生活機能の維持及び向上を目的としたサービスの充実を図ります。

利用率の増減は少ないと思われませんが、今後も必要に応じたサービス提供を図ります。

【訪問看護】

本人の状況に応じたサービスの提供に努めます。今後も、要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

■訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法などの必要なリハビリテーションを行います。

【介護予防訪問リハビリテーション】

利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

【訪問リハビリテーション】

利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

■ 居宅療養管理指導

通院が困難な利用者の療育上の管理及び指導を行います。

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。

【介護予防居宅療養管理指導】

栄養改善や口腔機能向上などの指導を含め、生活機能の維持及び向上を目的としたサービス提供により、要介護度の重度化の防止に努めます。

【居宅療養管理指導】

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

■ 通所介護

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

利用者がデイサービスセンターへ通所し（または送迎を行い）、入浴や食事などの日常生活上の世話や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを受けます。

【介護予防通所介護】

要介護度の悪化防止を考慮し、本人ができることは可能な限り本人が行うという形でサービスの提供を図ります。また、認知症高齢者の利用と区分けしたサービスの提供を図ります。

【通所介護】

認知症対応型通所介護の提供が不十分な面を補完するために、認知症高齢者の利用に対応しつつ、利用者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。

■通所リハビリテーション

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。

利用者が老人保健施設や病院、診療所などへ通所し（または送迎を行い）、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法などのリハビリを受けます。

【介護予防通所リハビリテーション】

介護予防ケアプランに応じた利用者の選択に柔軟に対応できるサービス提供体制の整備に努めます。

【通所リハビリテーション】

利用者の増大に合わせて、利用者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。

■短期入所生活介護

利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

利用者は特別養護老人ホームなどへ短期入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けます。

【介護予防短期入所生活介護】

利用者は小規模多機能型居宅介護へ移行すると考えられますが、今後も必要に応じたサービスの提供を図ります。

【短期入所生活介護】

要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

■短期入所療養介護

利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の世話などのサービスを受けます。

【介護予防短期入所療養介護】

利用者は小規模多機能型居宅介護へ移行すると考えられますが、今後も必要に応じたサービスの提供を図ります。

【短期入所療養介護】

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

■特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホームなどに入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談、助言などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

【介護予防特定施設入居者生活介護】

参酌標準「37%」を超えない範囲内で、サービスの提供を図ります。

【特定施設入居者生活介護】

参酌標準「37%」を超えない範囲内で、サービスの提供を図ります。

■福祉用具貸与

家庭での日常生活上の便宜を図ります。

心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。

【介護予防福祉用具貸与】

適切にケアマネジメントが行われないと、自立支援を損ねる利用や乱用の恐れがあることから、妥当性、適合性を精査し、適正な利用の促進を図ります。

【福祉用具貸与】

介護予防福祉用具貸与と同様に、自立支援を損ねる利用や乱用を防止するために適切なケアマネジメントにより利用を促進します。また、効果的な支援を図るため、通所系サービスとの連携を推進します。

■特定福祉用具販売

家庭での日常生活上の便宜を図ります。

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用を支給します。

【介護予防特定福祉用具販売】

福祉用具貸与と同様に、妥当性、適合性を精査し、適正な利用の促進を図ります。

【特定福祉用具販売】

福祉用具貸与と同様に、適切なケアマネジメントにより利用を促進します。また、効果的な支援を図るため、通所系サービスとの連携を推進します。

■住宅改修

心身の機能が低下した高齢者の住まいを安全で使いやすくするため、また、介護者の負担を軽減するために住宅改修を行う場合は、要介護状態区分などにかかわらず、費用の20万円を限度に9割（18万円）までを払い戻します。

【介護予防住宅改修・住宅改修】

要介護度の重度化を防止し、在宅での生活を支援するため、必要な住宅改修の支援を図ります。

■居宅介護支援

在宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。

【介護予防支援】

地域包括支援センターにより、介護予防支援（ケアマネジメント）を行います。

【居宅介護支援】

今後も要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

実施目標

■介護

利用人数

単位：人

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	2,516	2,727	2,819
訪問入浴介護	353	394	386
訪問看護	557	587	592
訪問リハビリ テーション	278	308	323
居宅療養管理指導	818	870	886
通所介護	4,024	4,299	4,394
通所リハビリ テーション	1,377	1,469	1,490
短期入所生活介護	1,257	1,352	1,393
短期入所療養介護	359	393	417
特定施設 入居者生活介護	216	216	216
福祉用具貸与	3,334	3,507	3,615
特定福祉用具販売	127	135	137
住宅改修	109	120	132
居宅介護支援	6,919	7,264	7,333

利用回数

単位：回

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	31,907	34,600	35,778
訪問入浴介護	1,650	1,832	1,780
訪問看護	2,828	3,307	3,450
通所介護	42,116	45,582	47,164
通所リハビリ テーション	12,789	13,857	14,553

■介護予防

利用人数

単位：人

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	1,465	1,535	1,604
介護予防 訪問入浴介護	13	14	15
介護予防訪問看護	105	110	115
介護予防訪問リハビリテーション	62	65	68
介護予防 居宅療養管理指導	41	43	45
介護予防通所介護	1,120	1,173	1,225
介護予防通所リハビリテーション	343	359	374
介護予防 短期入所生活介護	81	84	88
介護予防 短期入所療養介護	18	19	19
介護予防特定施設入居者生活介護	48	48	48
介護予防 福祉用具貸与	393	412	430
介護予防 特定福祉用具販売	41	43	45
住宅改修	27	29	30
介護予防支援	2,535	2,656	2,775

利用回数

単位：回

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問入浴 介護	94	98	102
介護予防訪問看護	393	412	431

2 地域密着型サービスの充実

■夜間訪問看護

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話をを行います。

■認知症対応型通所介護

介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い（または送迎を行い）、入浴や食事などの日常生活上の世話や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを受けます。

■小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

■認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。

家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

■地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で自宅では介護ができない方を対象として、定員 30 人未満の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理を行います。

実施目標

利用人数

単位：人

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間訪問介護	—	—	—
認知症対応型 通所介護	—	—	—
小規模多機能型 居宅介護	180	180	180
認知症対応型 共同生活介護	324	324	369
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	—	—	174



3 介護施設サービスの充実

■介護老人福祉施設

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

今後は参酌標準「37%」を見据えつつ、サービス給付の効率化、重点化を図るため、これまでの施設と合わせて、重度の要介護者の入所の推進に努めます。

■介護老人保健施設

入院治療の必要のない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

今後は参酌標準「37%」を見据えつつ、サービス給付の効率化、重点化を図るため、これまでの施設と合わせて、重度の要介護者の入所の推進に努めます。

■介護療養型医療施設

療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護などの世話、機能訓練などの必要な医療を行います。

平成 24 年 4 月までに転用されます。そのため、その受け皿として、在宅医療の充実、介護老人保健施設への転用支援などを図ります。

実施目標

利用人数

単位：人

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	1,476	1,512	1,548
介護老人保健施設	1,164	1,188	1,212
介護療養型医療施設	24	12	0



4 介護給付の適正化

(1) 要介護認定者の適正化

認定調査の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、介護給付適正化計画に基づき、認定調査員に対する研修を実施するとともに、調査時における家族などの同席者の確保に、引き続き努めます。

また、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修や相互の意見・情報交換に努めるとともに委員構成の変更など、審査会の平準化※に努めます。

(2) ケアプランの適正化

介護給付適正化計画に基づき、ケアプランチェックを実施するとともに、「介護給付費通知」を実施し、適正なケアプランの作成を指導し、介護給付の適正化に努めます。

(3) 事業者情報の開示

市広報誌や出前講座、市ホームページなどにより、制度やサービスの利用方法などの情報提供を行ないます。

サービス事業者に対しては、「WAMネット」や「介護サービス情報の公表制度」など積極的な自己情報の開示の促進に努めます。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通じ、介護サービスの普及啓発を引き続き行います。

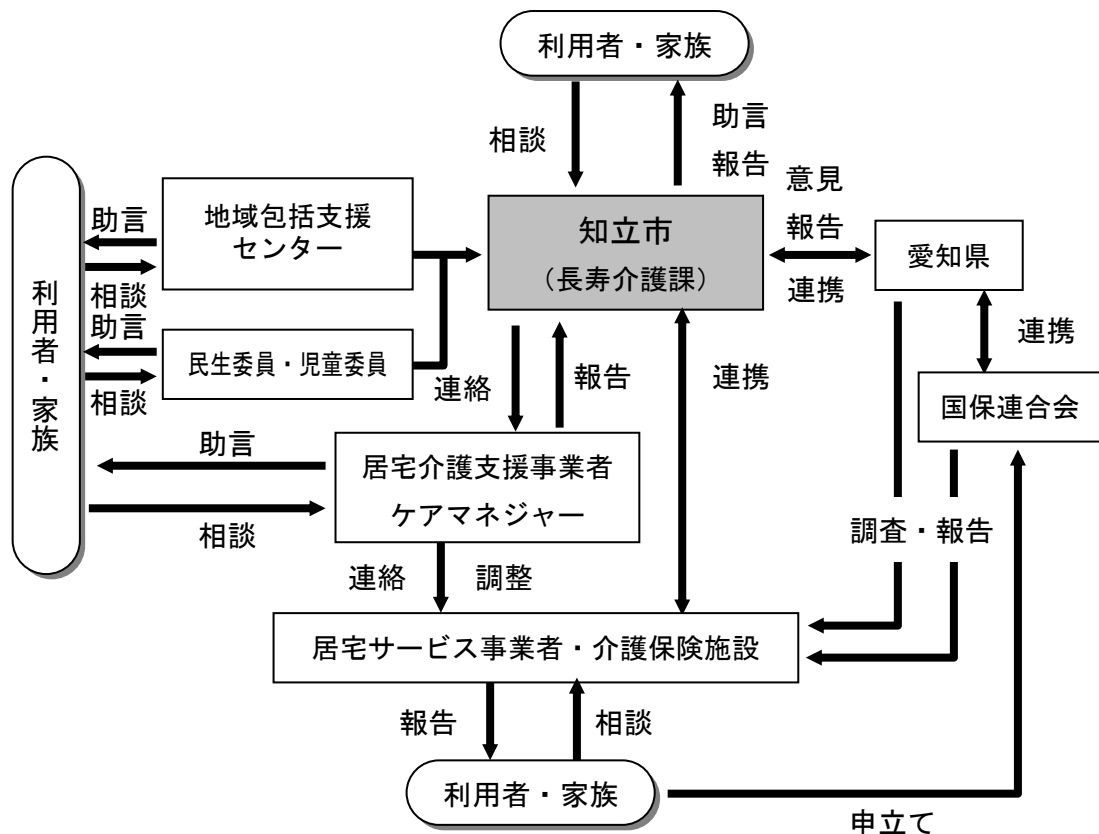
制度やサービスの普及啓発に際しては、障害者や在日外国人、ひとり暮らし高齢者など、情報が行き届きにくい市民への配慮に努めます。

※平準化：一定の基準に基づき、判断のやり方、審査委員による差異が生じないようにつること

(4) 苦情対応・解決のための体制

市民が気軽に相談でき、適切な対応が図れるよう、市の相談窓口の充実はもとより、地域包括支援センター、市社会福祉協議会などの相談事業を充実します。また、相談窓口間の連携を強化します。要介護認定に対する不満や、介護保険制度運営上の苦情相談について、保険者である市としても相談を受け付け、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携に努めます。なお、介護保険サービスの苦情については、愛知県国民健康保険団体連合会への申立ての他に介護保険等審議会（介護保険苦情部会）に諮り、適正に対応します。

愛知県国民健康保険団体連合会への手続きについては、利用者に説明を行い、各機関への速やかな引継ぎに努めます。



5 介護保険料の設定

(1) 介護給付費等の見込み

1) 標準給付費の推計

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護サービス費等給付費（利用者が1か月間に支払った1割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付）、算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総給付費	1,790,240,799 円	1,881,506,481 円	2,021,903,564 円
特定入所者介護サービス費等給付額	63,736,360 円	68,155,058 円	72,663,021 円
高額介護サービス費等給付額	23,181,791 円	24,788,932 円	26,428,540 円
算定対象審査支払手数料	2,722,974 円	2,911,752 円	3,104,343 円
標準給付費	1,879,881,924 円	1,977,362,223 円	2,124,099,468 円

2) 地域支援事業費

要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化する観点から介護保険制度に位置付けられました。

地域支援事業は、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業から構成されます。

この事業費に対しては、公費と保険料が充てられます。

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業費	56,314,768 円	59,233,514 円	63,629,853 円

(2) 所得段階別人口

所得段階別人口については、現状の所得段階別人口の比率をもとに、以下のように設定しました。

表 所得段階別人口

所得段階	所得等の条件	人口		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	87人	90人	94人
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	1,155人	1,198人	1,244人
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で第2段階対象者以外の人	818人	848人	880人
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がある人（公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下）	2,191人	2,272人	2,359人
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がある人（公的年金等収入+合計所得金額が80万円超）	1,395人	1,447人	1,502人
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	1,254人	1,300人	1,350人
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1,526人	1,582人	1,643人
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	1,929人	2,001人	2,077人
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	545人	565人	586人

(3) 介護保険料基準額の設定

1) 保険給付費の財源

介護保険事業では、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス費、地域支援事業）を実施していく際の標準給付費は、サービスの提供内容によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準総給付費の負担は、原則として 50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、原則として 20%を第1号被保険者、30%を第2号被保険者がまかなうことになります。

表 介護保険給付費の財源構成

総 事 業 費	標準 総 給 付 費 （ 総 事 業 費 の 90 % ）	50 % 保 険 料	第1号被保険者保険料		第2号被保険者保険料 （支払基金から交付）	
			20% ※1		30% （定率）	
		公 費	国		県	市
		50 % 調 整 交 付 金 5% ※2	20% (15%) ※3 （定率）	12.5% (17.5%) ※3 （定率）	12.5% （定率）	
利用者負担（総事業費の10%）						

※1 各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって、調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

※2 調整交付金とは後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。

※3 () は施設サービスの割合

2) 第1号被保険者の介護保険料

介護保険料収納必要総額

保険料収納必要総額は、次の方法で概算します。

その結果、本市の平成21年度から平成23年度までの保険料収納必要総額は約13.8億円となります。

平成21～23年								
	※①		②		③			
	保険給付費	+	審査支払手数料	=	標準給付額			
	5,972,604,546円		8,739,069円		5,981,343,615円			
③	×	第1号被保険者の負担分 20%	+	調整交付金相当額 5%	-	調整交付金見込額 0.67%	=	標準給付額に必要な保険料の額
		1,196,268,723円		299,067,000円		40,074,000円		1,455,261,723円
		地域支援事業費	×	第1号被保険者の負担分 20%	=	地域支援事業費に必要な保険料の額		
		179,178,135円				35,835,627円		
		標準給付額に必要な保険料の額	+	地域支援事業費に必要な保険料の額	-	基金の取崩	=	保険料収納必要額
		1,455,261,723円		35,835,627円		114,000,000円		1,377,097,350円

$$\text{※① 保険給付費} = \text{総給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} + \text{高額介護サービス費等給付額}$$

保険料賦課総額

保険料の収納率を99.0%と見込むと、平成21年度から平成23年度までの保険料賦課総額は、約13.9億円となります。

保険料収納必要額	÷	保険料収納率	=	保険料賦課総額
1,377,097,350円		99%		1,391,007,424円

所得段階

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。本市は、第2期介護保険事業から所得段階を6段階で設定していましたが、介護保険制度の改正を踏まえ、低所得層の負担軽減と高所得層に応分の負担をしていただくために9段階で設定します。

表 所得段階別の基準額に対する割合

所得段階	所得等の条件	基準額に対する割合		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	×0.50	×0.50	×0.50
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.50	×0.50	×0.50
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で第2段階対象者以外の人	×0.75	×0.75	×0.75
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がある人（公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下）	×0.85	×0.85	×0.85
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がある人（公的年金等収入+合計所得金額が80万円超）	×1.00 (基準額)	×1.00 (基準額)	×1.00 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	×1.15	×1.15	×1.15
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	×1.25	×1.25	×1.25
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	×1.50	×1.50	×1.50
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	×1.65	×1.65	×1.65

保険料基準額

本市の第1号被保険者数は3年間で延べ33,938人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて補正して算出します。

次のとおり算定すると、保険料基準月額は3,200円となります。

保険料賦課総額		所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数 (3年間)				保険料基準月額
1,391,007,424円	÷	36,223人	÷	12か月	≒	3,200円

【参考】介護給付費準備基金を取崩さない場合

保険料賦課総額		所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数 (3年間)				保険料基準月額
1,506,158,939円	÷	36,223人	÷	12か月	≒	3,458円

※基準額は、基本的には年額により決められます。上記の保険料基準額は、月額に換算したものです。

